仕 様 書

１．案件名称

会話型ＡＩロボット（大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑）買入

２．物品名称、品質・形状等　及び　数量

物品名称	品質・形状等	数量	備考
会話型ＡＩロボット	メーカー：株式会社ＭＩＸＩ 型式：Ｒｏｍｉ　Ｌａｃａｔａｎモデル	４式	製品指定

３．納品場所

大阪健康長寿医科学センター（大阪市住之江区東加賀屋１－２-22）内

大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑２階老健倉庫

※納品場所は、別紙１「建物養生・納品場所について」のとおり。

４．納品期限

令和９年３月 19 日（金）

※納品期間は、令和９年２月１日（月）から令和９年３月 19 日（金）までの間、平日９時 30 分～17 時 00 分を基本とするが、同時期に同敷地内にある大阪公立大学法人が運営予定の病院、研究所においても搬入作業等が実施される予定のため、具体的な納品日・作業時間は、契約締結後に事業担当と十分に調整を行い決定すること。

※当施設は現在建設中であり、工事工程上の都合により、納品開始日が令和９年２月１日（月）以降となる場合がある。その場合の具体的な納品日・作業時間については、別途協議を行う。

５．特記事項

・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」、機器の構造・機能及び取り扱いに関する説明書、メーカー発行の保証書を提出すること。

・本調達には、ソフトウエア使用料は含まないものとする。

・納品の際に使用できるエレベーターは次のとおり２基

【１号機】出入口寸法：幅 1,200×高さ 2,100 ㎜

かご内寸法：幅 1,420×奥行 2,500×高さ 2,300 ㎜

積載荷重：1,750kg（800 kg（注 1））

【２号機】出入口寸法：幅 1,200×高さ 2,100 ㎜

かご内寸法：幅 1,420×奥行 2,500×高さ 2,300 ㎜

積載荷重：1,000kg（800 kg（注 1））

（注 1）四輪手押し台車等で搬入する際は、台車１台あたり、台車の重量を含んで 800kg 以下とすること。

・本施設は、別紙１「建物養生・納品場所について」の範囲において建物養生が敷設されているため、納品の際は、既存の養生部以外で必要な箇所のみ養生を行うこと。万が一、建物等に損傷を与えた場合は、事業担当に報告をした上で、受注者の負担により誠意をもって原状回復を行うこと。

・納品に際して発生した梱包材等の廃棄物や汚れに係る清掃・処理は、受注者の責任において行うこと。

・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。

・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
・入札金額には、運搬、養生、指示場所への設置、組立及び検査に要する費用等、本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
・応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
・「大阪市グリーン調達方針」（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html）別表の【判断の基準等】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。
・本市は、搬入開始日及び具体の納品日・作業時間について、決定次第、受注者に通知し、受注者は事業担当と調整のうえこれに従うこと。

６．事業担当

大阪市福祉局弘済院管理課（経営企画）　小林、重尾、大木、谷村
〒530-8201　大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階
電話：06-6208-7930

◆建物養生について

新規物品の搬入や移転物品の搬入に際し、竣工直後に廊下・壁面・EV等、搬入ルートを想定したうえで、ルート上をくまなく敷設します。

搬入開始時期に影響するため、数量の積算や工程には細心の注意をはらって策定致します。

ゼネコンの手直し工事や館内通信工事等を考慮し、PSやEPS周りの養生は、開閉可能な状態で敷設します。

廊下の両サイドは、壁に寄り過ぎないことを考慮し、空間を設けています。

敷設時期については、清掃業者様（WAXの二度塗り）とも調整のうえで、最適なタイミングで実施致します。

【廊下養生】

Point 1

壁面養生転倒防止兼カラーコーン



Point 2

消火栓は塞がずに敷設



【EV養生】

Point 3

ホールは敷き詰め



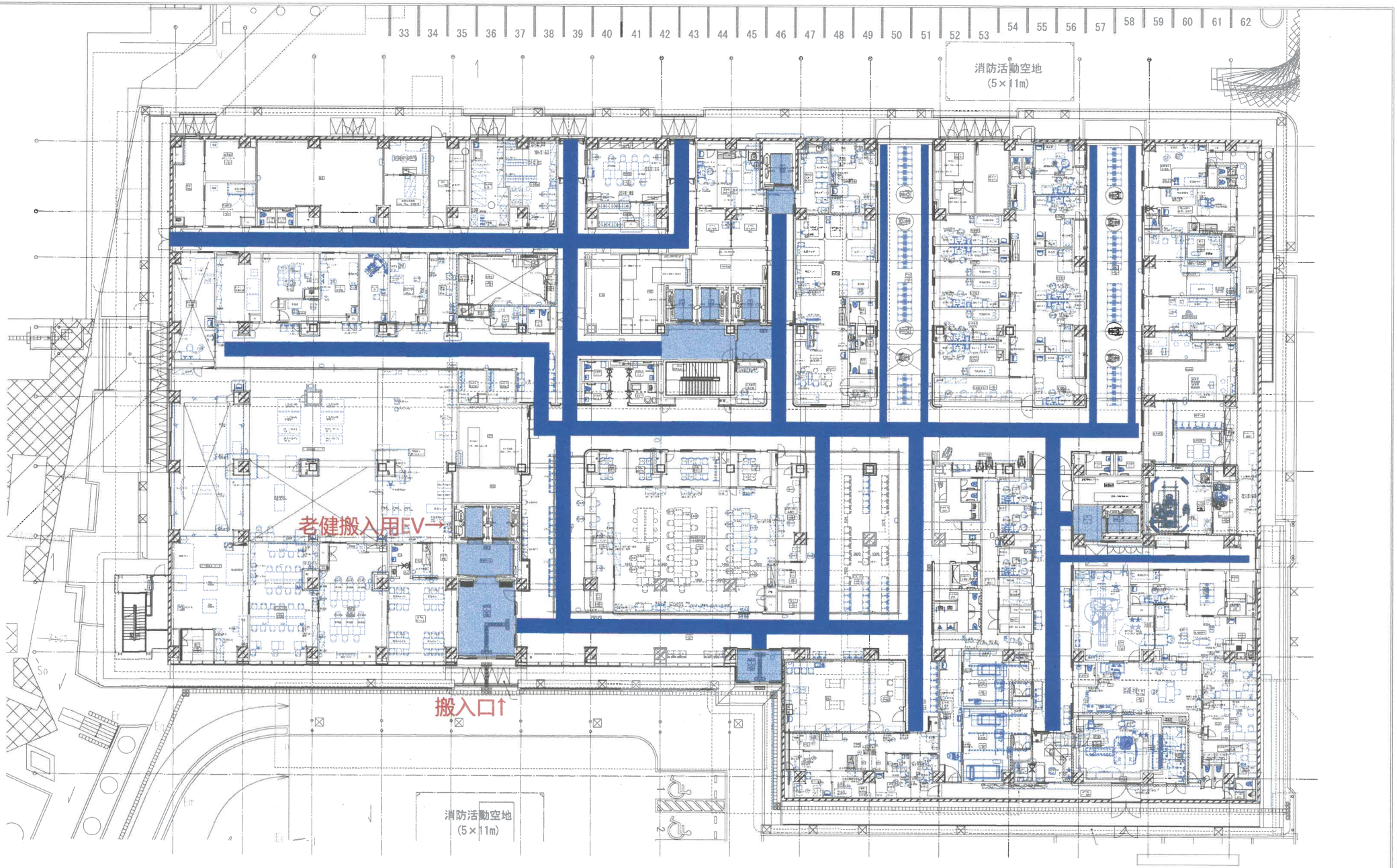
Point 4

カゴ内は、天井高まで保護



Point 5

レール保護

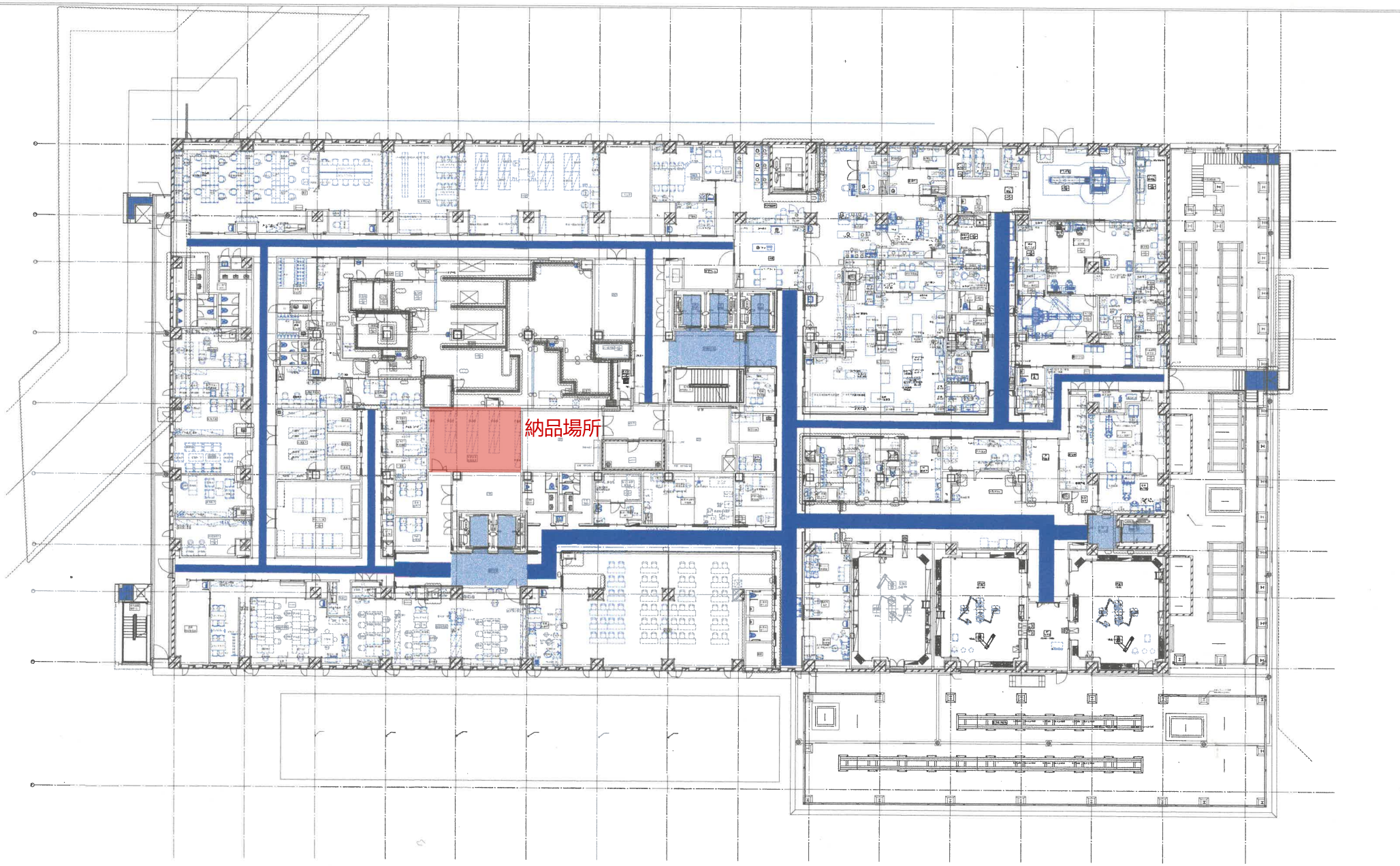


工事名	住吉新病院
	1階　平面図
日付	2025/03
尺度	A3=1/300

全体

凡例(備品)

⊠ ･･･備品



工事名	住吉新病院
	2階　平面図
日付	2025/03
尺度	A3=1/300

全体

凡例(備品)

⊠ ･･･備品

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06－6208－7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。